

**介護老人保健施設 あおしまのいえ**  
**短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用約款・重要事項説明書**

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設あおしまのいえ（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、一定の期間、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2又は別紙3（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
  - ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額30万円の範囲内で、利用者と連帶して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
- ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するよう協力すること。
  - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

#### (利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表明をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。

2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

#### (当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を3か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

#### (利用料金)

第6条 利用者および身元引受人は、連帶して当施設に対して、この「約款」にもとづく介護保険サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計および利用者が個別に利用したサービスの提供にともなって必要となる額の合計額を支払う義務があります。ただし、利用者の経済状態などに変動があった場合は利用料金が変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者および身元引受人が指定する送付先に対して、前月の利用料金の合計金額の請求書および明細書を、毎月10日に送付して、利用者および身元引受人は、連帶して当施設に対して、当該合計金額をその月の月末までに支払うものとします。なお、お支払方法は、当院の窓口、あるいは銀行振込み、M-NET利用での各金融機関からの口座引き落としなどがあります。口座引き落としの方法をご希望の方は、あらかじめお申し付けください。
- 3 当施設は、利用者および身元引受人から、本条の1項に定める利用料金の支払を受けたときは、利用者および身元引受人が指定する送付先に対して領収書を送付します。

#### (記録)

第7条 当施設は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

#### (身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載することとします。

2. また施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施します。
  - ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
  - ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - ③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

#### (虐待の防止等)

第9条 当施設は、利用者の人権の養護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施します。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- ②虐待防止のための指針を整備する。
- ③虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- ④前③号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

#### (秘密の保持及び個人情報の保護)

第10条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への

#### 通知

- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
  - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

#### （緊急時の対応）

- 第11条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合 協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合 他の専門的機関を紹介します。
  - 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は利用者 身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

#### （利用制限）

- 第12条 次の場合は短期入所療養介護の利用を控えていただきます。
- ①ノロウイルスによる感染性胃腸炎の場合  
利用者がノロウイルスによる感染性胃腸炎に罹患した場合、同居されているご家族 が同上に罹患した場合は、症状消失1週間はご利用を控えていただく。
  - ②インフルエンザの場合  
利用者がインフルエンザに罹患した場合、同居されているご家族が同上に罹患した 場合、罹患翌日から5日間かつ解熱後2日間は利用を控えていただく。
  - ③疥癬による皮膚疾患の場合  
皮膚科で診断され、治療開始した後に皮膚科医から利用の許可ができるまで利用を控 エていただく。
  - ④その他の感染症等の場合  
利用者、同居されているご家族がその他の感染症等に罹患した場合、状況を考慮し たうえで利用を控えていただく。

#### （事故発生時の対応）

- 第13条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を 講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療 機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
  - 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定す る者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

#### （要望又は苦情等の申出）

- 第14条 利用者および身元引受人は、当施設の提供する介護保険サービスに対しての要望ま たは苦情などについて、計画担当介護支援専門員または支援相談員に申し出ることができます。当施設ご利用に際してのご相談ならびに苦情は、遠慮なく職員にお申し出 ください。また各階に「ご意見箱」を設置していますのでご活用ください。ご相談、 苦情の窓口は、主として支援相談員がうけたまわることになっています。  
なお、当施設外の下記の機関においてもご相談、苦情をうけたまわることができます。

宮崎市介護保険課

0985-21-1777

日南市長寿課 介護保険

0987-31-1160

(賠償責任)

第15条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第16条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

令和6年4月1日

介護老人保健施設あおしまのいえのご案内

1. 施設の概要

施設の名称	介護老人保健施設あおしまのいえ
住 所	〒889-2162 宮崎市青島4丁目6番3号
電話番号	0985-65-1122
FAX	0985-65-2110
開設年月日	平成30年12月16日
管理者	施設長（医師） 松八重 公至（令和6年6月30日迄） 崎濱 正人（令和6年7月1日～）
介護保険指定番号	介護老人保健施設（4550180014）

2. 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようになり、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営方針を定めております。

- ①施設は、常に利用者の人間としての尊厳を念頭において運営されるものとする。
- ②施設の地域に対する公共性と公益性ならびに施設の介護保険制度上の役割を認識し、と医療機関との中間的処遇を基本とした介護を行う。
- ③施設は、介護予防自立支援に努める。サービスを提供することで、地域住民の方あるいは他の地域の方の自立支援に努める。
- ④施設は、常に医療と福祉の連携ならびにあかるく家庭的な雰囲気のなかでのサービス提供を心がけて運営されるものとする。
- ⑤施設は、利用者的人権の養護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- ⑥施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

3. 施設の定数

施設に次の職員をおく。

①施設管理者・医師（以下「施設長」という。）	1名
②看護職員	7名以上
③介護職員	16名以上
④ 理学療法士・作業療法士	1名以上
⑤介護支援門員	1名以上
⑥支援相談員	1名以上
⑦栄養士	1名
⑧調理職員	5名以上
⑨事務職員	2名以上

- 2 施設長は、施設の業務と統括し、所属職員を指揮、監督し、利用者の健康管理および医療について適切な処置を講ずる。

#### 4. 定員等

入所 70名（短期入所、予防短期入所を含む）  
・療養室：個室2室 2人部屋6室 4人部屋14室

#### 5. サービス内容

- ①短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ②食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます）
- ③入浴（利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります）
- ④医学的管理ならびに看護による健康管理
- ⑤日常生活介護
- ⑥リハビリテーション
- ⑦相談援助サービス
- ⑧栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩理容・美容の提供
- ⑪行政手続き代行
- ⑫診療費用の支払代行
- ⑬所持品の管理（ただし現金はお預かりいたしません。）
- ⑭その他
  - \*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

#### 6. 協力医療機関等

- (1) 協力医療機関
  - ◎迫田病院  
宮崎市城ヶ崎3丁目2-1 電話番号 0985-51-3555
- (2) 協力歯科医療機関
  - ◎ひまわりデンタル  
宮崎市大字本郷南方2850-6川越ビル1F 電話番号 0985-41-8003

#### 7. 施設利用にあたっての留意事項

- ①面会時間 午前8:30～午後19:30  
ご面会に際しましては、サービスステーションに申し出て、面会簿にご記入ください。
- ②連絡先変更の届け出  
ご家族などの連絡先に変更がありましたら、すみやかにお届けください。
- ③外出の申し出  
外出に際しては、当施設の許可を必要としますので、職員へお申し出ください。
- ④所持品の施設内持込  
原則として、当施設ご利用に際しての最小限のものに限らせていただきますが、事情により対応させていただきますのでお申し出ください。なお、飲食物の持ち込みについてはご遠慮いただいております。
- ⑤当施設の設備・備品の利用  
当施設の設備・備品のご利用については、事前に職員にお申し出ください。
- ⑥施設内での金銭・貴重品の取扱い  
高額の金銭、貴重品などはお持ちにならないようにお願いいたします。これらの管理については当施設では責任を持ちかねます。

⑦他科受診

原則、サービス利用時には受診できません。

⑧喫煙

当施設内では原則として禁煙をお願いいたしております。

8. 非常災害対策

①防災設備

消防スプリンクラー、消火器、非常用放送設備、自動火災報知器、排煙設備、非常時誘導標識などが設置されています。

②防災訓練

年間2回の避難誘導訓練、消火訓練、通報訓練ならびに夜間想定訓練と年1回の地震津波訓練などを行っています。

③防火管理者

当施設には法定の防火管理者が選任されています。

9. 感染症対策

当施設では、感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備しています。

①施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

②施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

③施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

④「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の退所等に関する手順」に沿った対応を行う。

10. 禁止事項

①当施設では、多くの方に安心して療養生活及び通所リハビリテーションを利用していただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

②施設での利用者の携帯電話利用は他利用者へ迷惑になる恐れがありますので禁止とします。

<別紙2>

令和6年4月1日

利用料金について（1割負担の場合）

1. 利用料金

基本型の基本料金（1日当たりの自己負担金）

多床室利用の場合

◎ 要支援 1	613円
◎ 要支援 2	774円
◎ 要介護度 1	830円
◎ 要介護度 2	880円
◎ 要介護度 3	944円
◎ 要介護度 4	997円
◎ 要介護度 5	1052円

加算型の基本料金（1日当たりの自己負担金）

多床室利用の場合

◎ 要支援 1	613円
◎ 要支援 2	774円
◎ 要介護度 1	830円
◎ 要介護度 2	880円
◎ 要介護度 3	944円
◎ 要介護度 4	997円
◎ 要介護度 5	1052円

強化型の基本料金（1日当たりの自己負担金）

多床室利用の場合

◎ 要支援 1	672円
◎ 要支援 2	834円
◎ 要介護度 1	902円
◎ 要介護度 2	979円
◎ 要介護度 3	1044円
◎ 要介護度 4	1102円
◎ 要介護度 5	1161円

超強化型の基本料金（1日当たりの自己負担金）

多床室利用の場合

◎ 要支援 1	672円
◎ 要支援 2	834円
◎ 要介護度 1	902円
◎ 要介護度 2	979円
◎ 要介護度 3	1044円
◎ 要介護度 4	1102円
◎ 要介護度 5	1161円

◎特定介護老人保健施設 短期入所療養介護（3時間以上4時間未満） 664円

◎特定介護老人保健施設 短期入所療養介護（4時間以上6時間未満） 927円

◎特定介護老人保健施設 短期入所療養介護（6時間以上8時間未満） 1296円

## 2. 加算(介護予防短期入所療養介護)

- ・夜勤職員配置加算

1日あたり24円が加算されます。

- ・送迎加算

送迎を行った場合、片道につき184円が加算されます。

送迎範囲：宮崎市（田野町、佐土原町、高岡町は除く）、日南市（鶯巣地区、伊比井地区、富土地区、宮浦地区）

- ・個別リハビリテーション実施加算

理学療法士等が個別にリハビリを提供した場合1日240円が加算されます。

- ・緊急時治療管理（1日につき518円）

入所者の病状が重篤となり、延命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行った時に算定します。ただし、3日間を限度として1月に1回算定するものとする。

- ・在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ

一定の基準を充たした場合（加算型）、1日あたり51円が加算されます。

- ・在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ

一定の基準を充たした場合（超強化型）、1日あたり51円が加算されます。

- ・若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症の方が利用された場合1日あたり120円が加算されます。

- ・認知症行動・心理症状緊急対応加算（7日間限度）

認知症の行動や症状が見られ緊急に利用が必要と医師が判断した方が利用された場合に1日あたり200円が加算されます。

- ・認知症専門ケア加算（Ⅰ）（Ⅱ）

（Ⅰ）認知症介護に係る専門的な研修を受けている職員を一定基準配置して専門的な認知症ケアを実施した場合に1日あたり3円が加算されます。

（Ⅱ）（Ⅰ）の要件を満たし研修計画を作成して施設全体に認知症ケアの指導等を実施している場合に1日あたり4円が加算されます。

- ・総合医学管理加算（利用中に10日を限度）

居宅サービスにおいて計画的に行うこととなつてない治療管理（診療方針を定め投薬、検査、注射、処置等）、かかりつけ医に対して必要な情報の提供を行った場合に1日あたり275円が加算されます。

- ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）

（Ⅰ）介護職員の総数のうち介護福祉士所得者を80%以上配置、または勤続10年以上の介護福祉士が35%以上配置している場合に1日22円が加算されます。

（Ⅱ）介護職員の総数のうち介護福祉士所得者を60%以上配置している場合1日18円が加算されます。

（Ⅲ）介護職員の総数のうち介護福祉士所得者を50%以上配置している場合1日6円が加算されます。

・療養食加算

医師の指示に基づき療養食を提供した場合に1日3食を限度とし、1食あたり8円が加算されます。

・口腔連携強化加算

口腔の健康状態の評価を実施した場合において、歯科医療機関及び介護支援専門員に対して、当該評価の結果を情報提供した場合に1月に1回に限り50円が加算されます。

・生産性向上推進体制加算（I）

下記の①～④の要件を満たす場合に1月に100円が加算されます。

- ① (II) の要件を満たし (II) のデータにより業務改善の取組による成果が確認されている。
- ② 見守り機器等のテクノロジーを複数導入している。
- ③ 職員間の適切な役割分担の取組等を行っている。
- ④ 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行う。

・生産性向上推進体制加算（II）

下記の①～③を要件を満たす場合に1月に10円が加算されます。

- ① 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する為の委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている。
- ② 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している。
- ③ 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行う。

○介護職員処遇改善加算（I） 所定単位 × 39/1000

○介護職員等特定処遇改善加算（II） 所定単位 × 17/1000

○介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位 × 8/1000

※○は令和6年5月31日迄

◎介護職員等処遇改善加算（I） 所定単位 × 75/1000

(II) 所定単位 × 71/1000

(III) 所定単位 × 54/1000

(IV) 所定単位 × 44/1000

※◎は令和6年6月1日から

## 2. 加算(短期入所療養介護)

- ・夜勤職員配置加算

1日あたり24円加算されます。

- ・送迎加算

送迎を行った場合、片道につき184円が加算されます。

送迎範囲：宮崎市（佐土原町、高岡町は除く）、日南市（鷺巣地区、伊比井地区、富土地区、宮浦地区）

- ・個別リハビリテーション実施加算

理学療法士等が個別にリハビリを提供した場合1日240円が加算されます。

- ・緊急時治療管理（1日につき518円）

入所者の病状が重篤となり、延命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行った時に算定します。ただし、3日間を限度とし1月に1回算定するものとする。

- ・在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ

一定の基準を充たした場合（加算型）、1日あたり51円が加算されます。

- ・在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ

一定の基準を充たした場合（超強化型）、1日あたり51円が加算されます。

- ・緊急短期入所受入加算

利用者の状態や家族の事情等により介護支援専門員が短期入所を利用する必要があると認め受け入れを行った場合に利用日から7日を限度に1日あたり90円が加算されます。

- ・認知症ケア加算

日常生活に支障があると認められる行動や症状がある認知症の高齢者に対してケアを行ったときに1日あたり76円が加算されます。

- ・認知症行動・心理症状緊急対応加算（7日間限度）

認知症の行動や症状が見られ緊急に利用が必要と医師が判断した方が利用された場合に1日あたり200円が加算されます。

- ・認知症専門ケア加算（Ⅰ）（Ⅱ）

（Ⅰ）認知症介護に係る専門的な研修を受けている職員を一定基準配置して専門的な認知症ケアを実施した場合に1日あたり3円が加算されます。

（Ⅱ）（Ⅰ）の要件を満たし研修計画を作成して施設全体に認知症ケアの指導等を実施している場合に1日あたり4円が加算されます。

- ・総合医学管理加算（利用中に10日を限度）

居宅サービスにおいて計画的に行うこととなっていない治療管理（診療方針を定め投薬、検査、注射、処置等）、かかりつけ医に対して必要な情報の提供を行った場合に1日あたり275円が加算されます。

・若年性認知症受入加算

若年性認知症の方が利用された場合 1 日あたり 120 円が加算されます。

・重度療養管理加算

要介護 4・5 の利用者で厚生労働大臣が定める状態にある方が利用され必要な処置を行った場合に 1 日あたり 120 円が加算されます。

・療養食加算

医師の指示に基づき療養食を提供した場合に 1 日 3 食を限度とし、1 食あたり 8 円が加算されます。

・サービス提供体制強化加算（I）（II）（III）

（I）介護職員の総数のうち介護福祉士所得者を 80 %以上配置、または勤続 10 年以上の介護福祉士が 35% 以上配置している場合に 1 日 22 円が加算されます。

（II）介護職員の総数のうち介護福祉士所得者を 60 %以上配置している場合 1 日 18 円が加算されます。

（III）介護職員の総数のうち介護福祉士所得者を 50 %以上配置している場合 1 日 6 円が加算されます。

・口腔連携強化加算

口腔の健康状態の評価を実施した場合において、歯科医療機関及び介護支援専門員に対して、当該評価の結果を情報提供した場合に 1 月に 1 回に限り 50 円が加算されます。

・生産性向上推進体制加算（I）

下記の①～④の要件を満たす場合に 1 月に 100 円が加算されます。

- ① （II）の要件を満たし（II）のデータにより業務改善の取組による成果が確認されている。
- ② 見守り機器等のテクノロジーを複数導入している。
- ③ 職員間の適切な役割分担の取組等を行っている。
- ④ 1 年以内ごとに 1 回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行う。

・生産性向上推進体制加算（II）

下記の①～③を要件を満たす場合に 1 月に 10 円が加算されます。

- ① 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する為の委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている。
- ② 見守り機器等のテクノロジーを 1 つ以上導入している。
- ③ 1 年以内ごとに 1 回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行う。

○介護職員待遇改善加算（I） 所定単位 × 39 / 1000

○介護職員等特定待遇改善加算（II） 所定単位 × 17 / 1000

○介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位 × 8 / 1000

※○は令和 6 年 5 月 31 日迄

◎介護職員等処遇改善加算 (I)	所定単位	× 75/1000
(II)	所定単位	× 71/1000
(III)	所定単位	× 54/1000
(IV)	所定単位	× 44/1000

※◎は令和6年6月1日から

### 3. 食事料金

1日あたり1450円（朝食420円、昼食490円、夕食540円）の自己負担となります。

※令和6年6月1日から1550円（朝食440円、昼食550円、夕食560円）の自己負担となります。

（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）

4. おやつ料金	1食（日）	100円
----------	-------	------

### 5. 室料

①多床室（2人室、4人室）ご利用の場合には、1日あたり、377円。

※令和6年8月1日から1日あたり、437円

②個室ご利用の場合には、1日1,668円。

※令和6年8月1日から1日あたり、1,728円

（ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。）

### （6）その他の料金

①選択食	1食あたり	200円
②日用品費	1日あたり	150円
*シャンプー・リンス、ボディーソープ、おしぶり、ペーパータオル、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉などの費用		
③教養娯楽費	1日あたり	150円
*折り紙、画用紙、クレヨン、のり、書道用具、鉛筆、絵の具、ハサミなどの作業療法に係る用具・材料費。誕生会などの諸行事・レクリエーションの材料費ならびに新聞・雑誌購読費		
④理美容費		移動出張理容（美容）委託
⑤持込電気器具使用料金		機種による実費
⑥電話料金		公衆電話
⑦行政手続き代行費		実費

### 個人情報の利用目的

介護老人保健施設あおしまのいえでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

#### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

##### 〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - －入退所等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

##### 〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

#### 【上記以外の利用目的】

##### 〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当施設において行われる学生の実習への協力
  - －当施設において行われる事例研究

##### 〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －外部監査機関への情報提供

## 介護老人保健施設あおしまのいえ

### 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 利用同意書

介護老人保健施設あおしまのいえの短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護を利用するにあたり、介護老人保健施設利用約款及び別紙1、別紙2及び別紙3を受領し、これら的内容に関して、支援相談員による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

印

<利用者の身元引受人>

住 所

氏 名

印

介護老人保健施設 あおしまのいえ

施設長 崎濱 正人 殿

#### 【本約款第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	(続柄 )
・住 所	
・電話番号	自宅 携帯電話

#### 【本約款第10条3項緊急時及び第11条3項事故発生時の連絡先】

・氏 名	(続柄 )
・住 所	
・電話番号	自宅 携帯電話

#### 【その他の連絡先】

・氏 名	(続柄 )
・住 所	
・電話番号	自宅 携帯電話